

## 平成24年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会会議録【確定版】

○日時：平成24年5月31日（木）午後3時30分～

○会場：新潟市役所本館6階 第1委員会室

○出席委員：11名（欠席委員4名）

関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課長

事務局：障がい福祉課長

○オブザーバー：新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

### 1 開会

### 2 福祉部長挨拶

### 3 事務局紹介

本日の委員の出席状況についてですが、野村委員、遁所委員、荻荘委員、大谷委員から欠席のご連絡をいただいております。また、熊倉委員からは遅れる旨の連絡をいただいております。

委員15名のうち10名の方が出席されており、過半数を超えております。資料1のほうに条例を配付させていただきましたが、その条例の第5条第2項の規程によりまして、この協議会が成立していることをご報告させていただきます。また、今回も、オブザーバーとして、新潟市障がい者地域自立支援協議会会長の山賀亮様にもご参加いただいております。なお、条例の第5条第4項の規定において、審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができると定められていることを申し添えます。

### 4 議事

それでは、これより、議事に移らせていただきたいと思います。その前に、1点確認事項がございます。資料1をごらんください。裏面の2ページの下段の附則になります。今回、障害者基本法の改正に伴い、市の条例を改正し、施策推進協議会から施策審議会へ名称が変更になりました。附則の2では、委員の皆さんの任期が引き続き平成26年3月26日までとなることとされております。また、附則の3では、会長職に関しても、この条例の施行の際、現に協議会の会長である者は、施行日に、この条例による改正後の第4条第1項の規定により審議会

の会長として定められたものとみなすとしていることから、引き続き、島崎委員に会長をお願いするものと考えております。また、会の名称、機能が変わることもあり、年度替わりでもありますので、今一度、委員の皆さんにご確認させていただきたいと思っております。委員の継続とともに会長職も従前の任期のままで継続、同様に、会長代理が熊倉委員ということでもよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事については、会長に進行をお願いいたします。それでは、島崎会長、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ただいま、会長ということでご指名をいただきました、島崎でございます。昨年度までの計画づくりで、貴重なご意見をまとめながら計画づくりをさせていただきましたが、私自身非力で皆様のお気持ちを反映できずにきてしまった部分もあろうかと思いますが、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。新潟市の施策の充実強化、監視機能が持てるような審議会になればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、限られた時間の中でということですので、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。この審議会の議事につきましては、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるということになっておりますけれども、ご忌憚のないご意見をいただきながら、スムーズに決していくことができればと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、はじめに、議事の一つ目でありまして、障がい者施策審議会の進め方につきまして、事務局からご説明いただき、ご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(塚野委員)

私の資料を配っていただいておりますが、私は文書発言とかこの委員会の提出資料だとか、そういうことできちんと書いてあるものだけ配付していただきたいのです。最初の早期開催の要請というのは、課に宛てて送ったものですから、こういう会のところに配付していただくという前提では書いておりません。配ってくれとか、必ずそういうことで分かりやすく書きますので、そういうことでお願いいたします。

(島崎会長)

事務局から、今の塚野委員の意見について、よろしく願いいたします。

(事務局)

今回の資料配付につきまして、塚野委員の意図とそぐわなかったということで、申し訳ございませんでした。以後、気をつけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

塚野委員、よろしいですか。

(塚野委員)

了解なのですけれども、早期開催の要請のところの下の方の3行目くらいのところで、障がい者施策審議会の役割と運営について、送付資料を付けたのです。それを見ると、こういう会議のようなものはどうあるべきかということが分かる良い資料が、ノーマライゼーションの雑誌なのですけれども、ありましたので、それをコピーしたものを付けました。ついですが、その後もノーマライゼーションから同じようなアンケートの結果が続いて出ましたので、私はその原稿を持ってきたので、5枚と多いのですけれども、できればコピーしていただいて配っていただければと思います。

(事務局)

承知いたしました。配付させていただきます。

(島崎会長)

今、提出資料について、塚野委員からご発言がありました。議事を進める中で、塚野委員からお出しいただいた資料についてのご意見をいただいたり、あるいは、塚野委員から直接ご説明いただいたりということもしていきたいと思っております。このように、事前に資料を頂く、あるいは、今後、いろいろな施策についてのご提言やアイデアなどいろいろいただく中で、こういう提出ということもあろうかと思いますが、事前に確認、協議できるような形にしていたいただければと思います。

塚野委員の資料については、今、事務局から配付いただくということで、ご準備いただきます。よろしくお願いたします。

それでは、一つ目の議題について、改めて、事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事1、障がい者施策審議会の進め方ということで、お話しさせていただきます。資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2は、内閣府から出ております、今回の機関についてという文書の一部なのですけれども、その冒頭、障害者基本法を引用しています。1ページで第36条。こちらに都道府県、政令指定都市を含むということで、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くということで、この規定に基づきまして、この審議会は設置されているわけなのですが、その中で、下線が引いてあって少し分かりにくいのですが、2に見えますけれども、第1号で都道府県障害者計画、これは政令指定都市の計画も含めますけれども、それに関し、第11条第5項に規定する事務を処理することということで、これは、施策審議会の意見聴取という

部分になります。障害者計画の作成に当たり意見を聞かなければならないということでの意見を述べる部分が第1号になっております。そして、第2号として、当該都道府県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。第3号としまして、当該都道府県における障がい者に関する施策の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議することという三つが大きく掲げられているわけですが、その中で、去年の8月に、障害者基本法が一部改正されたときに付け加えられましたのが、この第2号の中の2行目、及びその施策の実施状況を監視することということで、監視機能が追加されております。

それで、その趣旨を踏まえて、障がい者施策審議会の進め方ということで、従来、昨年度は施策推進協議会については、計画策定の年ということで6回開催させていただいたところなのですが、計画づくり以外の年であれば、例年、年2回というのが今までの通常の開催回数になっております。それで、事務局としましては、今回の障害者基本法の改正の中に監視機能が追加されたという趣旨を踏まえまして、今後の審議会の開催については年3回ということで考えさせていただきたいという提案でございます。開催時期としましては、年度開始の5月または6月。そして、半年経過後の10月ごろ。そして、年度末の2月または3月に3回目という、年3回開催でこの審議会を進めたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

事務局から、施策推進協議会から施策審議会に名称と役割と機能が変わったことに当たっての進め方について、ご説明、ご提案がありました。開催については年3回、5月ないし6月と10月ごろ、あるいは、2月ないし3月ごろの3回を予定しているというご提案を含めてでございました。いかがでしょうか。塚野委員から資料をお出しいただいて、具体的なご提案を出されていると思いますが、委員の皆様方から、この委員会の進め方について、ご意見、ご質問等いただければと思います。初回でございますので、ぜひ、ご忌憚のないところでご意見をいただければと思います。

(塚野委員)

これはもう決まったことでしかたがないのですけれども、審議会条例、変えてもらいたいという意見ではございませんけれども、この条例の中で、この審議会の所管事項というか、それが何も書いていないのだけれども、障害者基本法の第何条何項によると言われてもわけが分からないのです。条例は法律なのだから、市民が読んでも分かるような内容にしてほしいと思います。所管事項というのはなぜ入らないのかということ。

それともう一つ、この審議委員が15名ということで、これもずっと変えていませんが、前回

から、少ないのではないかという意見を言っていたのですけれども、15人で十分なのだという、なぜ15人いけばいいのかというところを教えてくださいたいと思います。

それから、三つ目に、審議会条例で賛否が同数の場合は会長の意見だとか、そういう議決条項があるのだけれども、はたしているのか。合議会議については、資料の中でも、合議ということで、欠点もあるのです。合議だと、大体過半数が賛成しているから言わないほうがいいのか、反対意見やそういったものが言いにくくなるわけなのです。そういう合議制が、ということは、全員一致が基本なのだから、国会ではないのだから、採決するのだというような、項目そのものがこの条例には要らないのではないかと私は思っております。

(島崎会長)

事務局から、これについて何かございますか。

(事務局)

今ほどの塚野委員からの質問とご意見をいただきまして、条例に所管事項がなぜないのかという1点目ですけれども、今回の審議会自体が法律で定められている審議会ということで、法律で所管事項が定められているという関係で、条例には所管事項が盛り込まれていないということでご理解いただきたいと思います。

(塚野委員)

だから、基本法の第何条何号では分かりにくいだらうと。ほかのところの附属機関は、何々と何々をやるのだというように書いてあるではないですか。似たようなものが書けないのかということです。

(島崎会長)

趣旨のところにもう少し目的なり市の方向性が分かるような表現の記述があってもいいのではないかというご意見だと思います。

あと、第2条の人数について、よろしゅうございますか。

(事務局)

人数なのですが、塚野委員はもっと多くの方がいてもよろしいのではないかというご意見だと思うのですけれども、私ども、他都市の状況も調べてみたのですけれども、15人というのはけっこう多い、他都市でも15人というところも多い状況もあったので、その辺を踏まえて、将来的には検討事項になりうると思うのですが、今現在は15人で進めたいと思っております。

(島崎会長)

ほかの委員の方から、これについてのご意見はございませんか。

これは条例ですので、市議会に上げて通ったということだと思いますけれども、条例につい

ては、今年度、基本法の改正に伴ってなされたということですので、政令市新潟として、今後、障がい者施策審議会をどのようにその役割と機能を施策の推進に生かしていくかということについて、この審議会自体が意見を上げて、例えば、この趣旨のところにもう少し分かりやすい、資料2にあるようなところの、趣旨、内容等、こういうところのエッセンスを盛り込んだ形で目的なり趣旨のところ、少し書き込めるかなということは私は思うところです。

あと、会長から発言させていただいて恐縮ですが、15人ということにつきましても、障がいのある当事者の意見を反映させやすい、ニーズの把握、掘り起こしができるような形でというような審議会のあり方についての表現も資料2には見えるわけです。そういう意味では、委員の構成がどうなのかということについて、この枠の中でどのくらい人数を入れ込んでいくのかということだと思いますけれども、先ほど司会からもありました、第5条4項審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができるという、この第5条4項をフルに生かしてこの審議会を運営していったら、実態、実情に即した形で、この人数、あるいは委員の構成について変更を加えていくということも可能ではないかというように思います。この辺のところは、可能な範囲でしょうか。ですので、必要であればということですが、それぞれの委員が施策の推進、監視等、確かめていく、検証していくに当たって、いろいろな方のご意見を、今回、自立支援協議会の山賀会長から継続的に今後ということをお願いして、お出でいただいているわけですが、そういう形で、ぜひこの方をということで上げていただいて、ご出席いただくような形を取りながら運営していくことで、次以降、条例を少し変更していくことにもつなげていければいいのかなというように思っております。この辺は事務局の鈴木部長も含めて、少し何か、これはというお約束ということではありませんけれども、このような私の受け止め方でもよろしいのかなということですが。

(事務局)

今、会長がおっしゃったように、今のところは第5条4項でしょうか、こういう規定を活用しながらやっていただいて、全体の意見としてももう少し増やすという方向が出れば、またこちらのほうで検討しながら、人数の制限はないということなので、ここで最終的に、もう少し時間をかけて検討していただければ、そういう方向で我々も検討していきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

変わったところですので、一応、そういうことも可能性として探るといえるか、確認させていただくと、塚野委員も少し安心できますでしょうか。

あと、新しい第2次障がい者計画の44ページのところに、計画の推進に向けて、庁内の協力体制、当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力、計画の推進ということで、3項

目ここに記載されています。これは、前年度、皆様のご意見をいただきながら確認したことで、中に、保健医療、福祉等の関係者、自立支援協議会等と連携協同して調査研究を行い、障がいがある方一人一人のニーズを把握して、それに対する障がい者施策への的確な反映と推進に努めるというようなことがあります。計画の推進のところにも、施策審議会における監視機能について記載されていますが、この計画の推進に向けて積極的に、その都度念頭に置いて調査、審議、そして、監視をしていければと思います。この審議会の役割というところもここで確認できると思いますので、ぜひ、市と必要なニーズの調査把握、そして、それを施策に盛り込む等、せつかく制度改革推進係という新しい係ができて取り組まれるということもありますので、ぜひ、そのようなところで、一緒に取り組んでいければと思います。

年3回の開催をめどにして、必要に応じて開催していくことは、この制度が動いている時期ですし、また、10月からいろいろ新しい法律が動く、あるいは、国内法の整備とかそういうことがありますので、そういうことと計画の推進とリンクさせていくと、場合によっては必要なことも出てくるかもしれません。間の10月というのが予算の関係の時期に間に合うのかどうかということもなかなか微妙なところなので、この開催時期も少し、次年度等に向けて計画推進に当たって事業に載せるということを考えたときに、予算との兼ね合いとか、その辺が10月が時期としていいのかどうかということも私もお聞きしたいところです。その辺、もしご説明があるようでしたらいただいて、それで、議事の一つ目についてご意見いただきます。

塚野委員から、ご意見、どうぞ。

(塚野委員)

私はやはり議事の1のところ。この障害者基本法をコピーしてもらって、それはよく分かるのです。それで、この中で、市役所としてこの文章の一部をどう考えているのか聞きたいのです。一つは、市長に勧告したいとか報告したいとか、そういうような権限はこの審議会にはあるのかないのか。内閣府のものだと、地方自治体の自主的な意見を尊重するのだと書いてあるのだから、新潟市としても積極的に市長への提言だとかそういうようなものができるという判断で今後進めていただきたいと思っております。

また同じような内容なのですけれども、例えば、ほかの市町村だと、市長からこういうものについてどう考えるかということで、質問されたりというようなことがあるわけです。そういうこともありうるという前提で審議会を進めていただきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

今のご意見は、塚野委員ご提出の資料9の2枚目の、新潟市施策審議会の役割と権限で望むことというところに、審議会にいくつか認めてほしいというようなことです。諮問については、

国のほうからのところで、必ずしも諮るものではないというような記載も見えるのですけれども、それは地方の地域主権ということで、新潟市がどう取り組むかということかと思います。私は、塚野委員が書かれたこの辺は大丈夫な部分ではないかと思いながら読んでいたのですけれども、抵触というは何ですけれども、施策の点検ですとか調査の実施、資料開示、あるいは、市長への報告は、これは審議会として当然すべきことではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局としましても、附属機関ですので、そういう前提で作られているものと理解しております。

(島崎会長)

塚野委員、よろしゅうございますか。その辺は含まれているということです。

(塚野委員)

分かりました。

私はなぜこういうことを言うかということ、審議会というのは、行政が原案を作って、これでどうでしょうかというように聞いてくる、そして、いろいろ話をするのが審議会なのです。基本法に書いてある国の政策委員会は、ある程度原案にも障がい者の方々の意見を聞きますというような意味合いだから委員会という名前になっているのです。政府は本当は、地方の障がい者にはお知らせはするけれども意見は聞かないという意味合いが含まれているから、審議会や合意機関だとかという意味合いの書き方をしているのです。だから、どんどん意見を取り入れていくということであれば、国と同じように委員会というようなところで、今まで同じだったのですから差し支えはないはずなのです。だから、その辺からも、どうもこれは地方の意見というのは聞くだけであって、反映するというようなところまでは考えていないのだなという心配があったから、今まで、そういうことを言っていたのです。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかに、進め方についてはいかがでしょうか。回数については、今のところ3回ということですが、必要に応じてという理解でよろしいですか。あと、時期についても、これは考えとしてこういうことですかということです。

(事務局)

条例で、第5条、審議会の会議は会長が招集するとなっておりますので、事務局としては会長と相談させていただいて、開催時期、回数等、最終的に決定したいと思っております。

(島崎会長)



ありがとうございます。

いろいろな施策についてのお気づきのところですかご意見ですか不明なところですか、やはり、少しオープンにしながら、必要に応じてそれぞれの委員の方から事務局にご提案いただくとか、あとは、私のほうでもよろしいですし、その辺、共有しながら進めていければと思います。

特によろしゅうございましょうか。議事の一つ目、障がい者施策審議会の進め方について、ご意見いただきましたが、今の内容でよろしゅうございましょうか。事務局からご説明いただいたこと、あるいは、委員としていくつか出されたこと等を反映させた形で審議会を進めていくと。随時ご意見をいただければと思いますけれども、今日のところはこの内容で確認をさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

これは挙手をする必要があるでしょうか。

(事務局)

塚野委員の冒頭の3番目のことに関連するのですが、条例の中に議決のものが入っているということで、私としては、すべてについて議決を要するという理解ではなくて、委員会の中の判断ということなので、議決を取らずに賛否両論を提起するというような場合もあるでしょうし、議事によった取り扱いかなというように思っております。

(島崎会長)

特に挙手でという確認はしませんが、ご異論がないということで確認させていただきます。

それでは、議事の二つ目、第2期障がい福祉計画の実績についてということで、事前に資料もお送りいただいているところですが、事務局、よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、議事2の第2次障がい福祉計画実績についてご説明させていただきます。資料3が差し替えになっておりますので、お願いいたします。

こちらでは、第2期の目標に対する達成状況ですが、1番目に、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、この内容につきましては、前回の計画づくりの段階でお話している内容なので、ある程度理解が進んでいる部分だとは思いますが、平成23年度の実績が出ましたので、それを踏まえた説明をさせていただきたいと思います。目標値につきましては、平成17年10月の施設入所者数の630人を基準にするという、国は考え方をしています。それで、施設から地域への移行者を平成23年度末で630人に対する10パーセントの63人の方を施設から地域へ移行していただくという計画でした。そして、その下の削減見込みですが、入所者数を減らすということでは、45人の方を削減したいと。入所者数の7%です。この目標に対しまして、中段の達成状況実績値ですけれども、平成19年度では42名。これは累計になっていま

すが、平成 20 年度で 56 人、平成 21 年度で 68 人、平成 22 年度で 76 人、前年度末で 90 人まで施設からの移行が図られたということで、平成 23 年度 1 年間では 14 人の方が施設から地域へ移行されたという実績になっています。

そして、入所者数の削減数ですが、目標 45 人に対して実績が累計で一人という数字になっておりますけれども、この下のところに横長の表がありますけれども、施設入所者数の推移ということで、平成 17 年 10 月で 630 人、1 年ごとに 634 人、624 人、624 人、625 人、629 人ということで、結局、当初の数字からほぼ横ばい状態であるということで、入所待機者が、今現在百数十人おりますので、施設から出た方がおられても、すぐに待機者が入所されるということで、現実的には削減が進んでいません。数値的な入所のタイムラグでたまたま 1 名の方の削減という数字が出ているということで、待機者が今現在もいるという状況は変わっていないということです。

次に、2 ページ目ですけれども、入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで、こちらにつきましては、数値が平成 18 年 6 月末時点での精神科病床入院患者のうち、受け入れ条件を整えば退院可能な精神障がい者数ということで、331 人という人数がカウントされております。それに対しまして、新潟市の目標値は、平成 23 年度末までにその内の 277 人の方に地域生活に移行していただくという計画を立てました。それに対する達成状況・実績値ですけれども、年度ごとに 51 人、71 人、82 人、そして、平成 23 年 6 月末で 90 人ということで、目標の 277 人に対して 90 人ということで、3 分の 1 程度の達成状況だったということです。これに対しましては、所管課からは、グループホームですとかの受け皿づくりの問題、退院促進に向けて地域で支えるコーディネーターの役割が重要なのですけれども、専門的な支援体制の整備についての問題点がまだあったのかなということで、意見を伺っております。

次に、3 ページ目ですけれども、福祉施設から一般就労への移行等ということで、こちらの目標値が、平成 17 年度において福祉施設等を退所し、一般就労した障がい者数ということで、平成 17 年度の 18 人というのを基準に設定しております。これは国の考え方です。それに対して、平成 23 年度は平成 17 年度の 4 倍の 72 人を一般就労へ移行したいという目標値を設定しておりました。それに対しまして、中段、達成状況ですけれども、各年度ごとに、単年度の数字ですが、24 人、31 人、37 人、44 人、そして、平成 23 年度は 55 人ということで、当初計画の 72 人に対して 55 人という、4 倍に対して 3.1 倍という状況にとどまっております。

続きまして、資料 4 をごらんいただきますと、こちらは、障がい福祉計画のサービス見込み量の数値ですが、計画策定の段階で、平成 23 年度、見込みということでお話ししてきたものですが、平成 23 年度の数値が確定しましたので、その従前の資料を入れ替えたものを提示してございます。

(島崎会長)

今、事務局から、第2期障がい福祉計画の実績について、資料3と4によりまして、ご報告いただきました。お気づきのところ、ご質問、ご意見、お出しいただきたいと思えます。資料3、あるいは資料4につきましても、計画づくりの段階で出されたデータで、特に待機者問題につきましては、かなり野村委員から議題提供といえますか、提案がありまして、検討委員会を設置するとか、そういうことが計画の中に書かれている部分もあります。委員の皆様の中では承知されていて、今後どうするかというところについて、具体的にご意見をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。ありますか。

では、柏委員、お願いします。

(柏委員)

昨年度もお話したのですが、入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということなのですが、この表を見ますと、地域生活への移行というものが見えないと思うのです。退院者数ということで、退院した90名の方々がどのようなところに移行したかということが表に出てこない、先ほどの説明で、受け皿づくりの問題とか、それから、地域で支援するコーディネーターの問題とかとありましたが、私たちがこれからいろいろ計画を検討するときにそれが見えないと、課題として上げていけないと思うのです。その点はどのように出していただけなのか、質問します。

(島崎会長)

大事なところだと思いますので、担当の方からご説明いただけますでしょうか。

(こころの健康推進担当課長)

こころの健康センターの永井です。

今回の入院中の精神障がい者の地域生活への移行でございますけれども、退院が90名ということでございますけれども、その内訳ですが、県が調査を行っているものでございまして、分かっている人数につきましては39名ということです。内訳でございますけれども、高齢者施設に18名、福祉ホームに9名、グループホームに1名、アパートに1名、持ち家に10名です。それ以外の人数の内訳につきましては、県のほうで調査してませんので、分からない状況です。

新潟市としましては、この地域生活への移行につきましては、昨年度、地域移行、地域定着支援事業としまして、社会福祉法人2業者に委託をしまして、積極的に推進するように図っております。今年度につきましては、障害者自立支援法が改正になりまして、退院までの個別支援計画の作成や生活支援の部分が個別給付という形になりまして、実際、この事業では、精神科病院で長期的に入院されている方に対して退院を積極的に働きかけていくとか、この事業の周知啓発を強化していく予定でございます。

(島崎会長)

柏委員、よろしゅうございますか。

(柏委員)

実は、この前の4月だったと思うのですが、地域家族会の講演のときに、南浜病院のほうで退院させる、地域移行の例のお話がありました。例えば、経営が難しくなっている旅館を借り上げたといいますか、そこに何十名の人たちが退院するような形で退院促進をしたというお話を聞いたのですが、そういう点が全然私たちには分からないということがあって、分かるような形というのは、今の39名も分かりましたけれども、そういうものはどこかで把握をして、ぜひ、上げていただきたいと思います。

それから、私の息子が一人、今、退院してアパートで生活しているのですが、障がい福祉課とか地域活動支援センターとか、生活保護の係の方とか病院のケースワーカーで会議をしてくださって、いろいろな面で支援をしていただいて、この4か月くらい続けているのですが、そういう形で生活できるということを見えるような形をこれからも出していただきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

具体的な、個別支援計画ですとか、それぞれ一人一人のニーズに合わせた地域移行ということになりますと、姿が見えないというか、把握されていないとなかなか行政としても、また、関係者としても向き合いにくいということがあろうかと思います。この辺、ほかに、特にご説明はよろしいですか。

(こころの健康推進担当課長)

こころの健康センターです。

実態把握につきましては、委員のお話のように、把握に努めていきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

滝委員、お願いいたします。

(滝委員)

質問なのですが、以前の会議であったのかもしれませんが、失念してしまいました。この331人、精神障がい者の地域移行への表の数字なのですが、これは平成18年6月末時点ということで、この時点の入院者の中で退院可能な人数ということで、それに対して、平成20年、21年と、51人、71人、82人、90人とそれぞれ退院されたのではなくて、平成23年度末でその331人のうち90人が退院されたということですよ。そうしますと、331人という数字は平成18

年末の時点ですので、それ以降の間にさらに入院患者の中で退院可能な数といえますか、そういったものはどこかに出てきているのでしょうか。

(島崎会長)

平成18年の331人が、これは目標値を設定するための数値ということになるのですけれども、実態としてどうなのかというところを、少しお聞かせいただければと思います。滝委員がおっしゃるところはそういうところだと思います。

(こころの健康センター所長)

こころの健康センターの福島でございます。

今のご質問ですが、結論から申し上げますと、その後の退院可能者については把握されておられません。平成18年6月の時点の、これは政令市移行前ですので、県が単独で行った調査でございますが、これについても、退院可能な判断というのは主治医が主観的に行うというもので、客観的な指標ではありませんし、フォローについても、国の目標値の設定がこうなっておりますので、このような形で見えていますけれども、はたして実態を把握しているのかという議論は以前からありました。ですので、今回の計画の中では、この辺りの目標値のことも議論になっていまして、まだはっきりした結論は出ておりませんが、今後、恐らく、この方式の算定では実態を把握しないというところで、国も新しいものを考えているようですので、それを踏まえて、例えば、残留率でありますとか、そういったものを踏まえて、より実態を把握できるような形のもので今後出てくるとお思いますので、それをこちらのほうでも速やかに対応していきたいと考えております。

(島崎会長)

滝委員、よろしゅうございますか。今後、福島所長がおっしゃったような形で、ぜひ、情報をいただきたいと思っております。

(滝委員)

数字には出てきていませんが、平成18年末からの状況と同じような形で、それ以降も退院可能な方はどんどん退院といえますか、地域のほうへという動きは続いていると理解してよろしいでしょうか。

(島崎会長)

お願いします。

(こころの健康推進担当課長)

こころの健康センター永井です。

今回、障がい福祉計画の数値目標につきまして、国のほうで基本方針を定めているところなのですけれども、平成18年6月時点の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者数という

ことで、新潟市分ということで331人ということなのですけれども、この受け入れ条件が整えば退院可能なところの解釈が、それぞれ、病院などでまちまちで、なかなか基準が客観的には難しいというようなことがあります。今回の障がい福祉計画の基本方針につきましては、国が考え方を変えて、「1年未満の平均退院率を増加させる」とか、「65歳以上で5年以上の退院者数を増加させる」というように客観的な指標にするという方針に変えてきております。平成18年からの数値目標であります退院可能な精神障がい者数の減少については、引き継いでいかないという形になります。

(島崎会長)

県の数字がなかなか出てこないということが施策推進会議のご説明の中であったと思うのですが、今のご説明で、国の数字の押さえ方とか支援のしかた、サービスのあり方について変えていこうと。その辺は県、市に当然共通認識として取り組めるというような環境になるのでしょうか。その辺のところは非常に大事だと思います。数値的にもまた出にくい状況になってきますと、先ほど柏委員がおっしゃったような個別対応とか、今の滝委員の、実態に即した対応という形になるかどうかというところが難しいところだと思います。国の方向性もあろうかと思いますが、県、市が数値あるいは個別ニーズの把握というところで動いていくということ、ぜひ、確認し、見えない数字、見えないニーズというところをできるだけなくすようにしていかなければならないと思います。そういう意味では、監視と言ったら恐縮でございますが、この役は会の役割かと考えます。何かございますでしょうか。

(こころの健康推進担当課長)

こころの健康センター永井です。

先ほど申しました1年未満の入院者の平均退院率を、平成20年6月30日と比べまして、平成26年度における平均退院率を7パーセント相当分増加させるという基準が示されました。また、平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況よりも20パーセント増加させるという基本方針が国のほうで出されました。今後、県のほうで、1年未満の入院者の平均退院率及び5年以上かつ65歳以上の退院者数の実態を勘案し、その中で県全体の目標数値を定めまして、各市町村でそれぞれの目標値を決めていくこととなります。その辺のところ、県との調整待ちというような状況でございます。

(島崎会長)

市としてもいい方向に進めていっていただきたいと思います。

柏委員、滝委員、よろしゅうございますか。

斎藤委員、お願いします。

(斎藤委員)

今になってそのようなごり押しというか、統計のしかたというものが具体的に見えてくると、大変驚きますが、どのような意味があるのかと言いたくなるような表になってくると思うのですが、1 ページ目も同様のことになるのでしょうか。630 人というのは、その後何年かたっている、増えている部分がどこに盛られてくるのかが分からなくなっているということなのでしょうか。そこが一つ質問です。

もう一つ、国の方針としてそうなり、県も市もその下で動いている。それが各病院、施設等に連絡が届いていて、集計を半年ごとにとり、それをどういうルートでどこに集約するかとか、そういうソフトはできあがっていないのでしょうか。その辺も大変疑問に思いました。それが二つ目です。

三つ目は、例えば、1 ページの 630 人という数字ですけれども、これは施設の入所マックスの人数なののでしょうか。待機者が百数十人もいて、退所したらもうその次というような困難な状態の中で、630 人の入所者数を増やす余地というものをどのように、施設の整備といいますか、そのようなものは、よくこの会でもマンパワーの問題だというお話がありましたけれども、そういう課題が、多少無理をしてでも増やしていく、数人ずつでも増やしていく、そして、待機者の百数十人を少しでも減らすというような努力を、平成 17 年からの数字で、はたしてきちんと把握できるのかという疑問を感じております。

(島崎会長)

次の議事のところにもつながる部分といいますか、平成 24 年度にどう取り組むかというところにもつながってくる部分かとも思いますけれども、今の齋藤委員の質問について、実績ということですので、事務局のほうでご説明いただければと思います。

(事務局)

齋藤委員の最初の質問で、630 人ということで、この数字についてはマックスでそれ以上に増えている部分がないのかというようなご質問だったと思うのですが、それにつきましては、1 ページ目のグラフの上の表で、横長のところ、入所自体は総数で 630 人、634 人ということで推移しておりますので、この数字が新潟市の市民の方で入所されている方の数字であるという状況です。お話の中にもありましたけれども、どうしても施設の制限がありますので、入所者数は増やすというのはなかなか厳しい状況、施設のキャパの問題がありますので、新潟市の数字はこの 630 人前後で推移しているというのが現状です。

そして、その数字を月ごとに把握しているかというお話がありましたけれども、福祉サービスですので、入所サービスということでの数字の動きは、請求が来ていますので、数字は来ている状況ではあるのですが、市の入所者の把握というとらえ方については、今、こういう形で、年度で大体どういう状況になったかということ把握しているのが現状です。統計的には、一

応、そのような状況になっております。

(島崎会長)

斎藤委員、よろしゅうございますか。

これは、昨年度の計画づくりの段階でその都度データも出して見せていただいた部分もありました。今後、同様に、市内のそれぞれの施設でどのような待機者の状況があるのかということもお出しいただきながら、具体的に、待機者をどうする、あるいはケアホーム、グループホームをどうするというようなことも、今年度からの計画の中で検討委員会を設置して、具体的な施策につなげていくということが盛り込まれているはずですので、そこでさらに検証していけばというように思います。そのところで、今いただいたご意見をきちんと残しておく。それで、今年度の課題として継続的に検証していく必要があるということを確認できればと思います。

ほかの皆様、いかがでしょうか。この二つ目の議題、福祉計画の実績について。また、今日は5時半までということですので、時間の中で進めていかなければならないので大変申し訳ないのですが、次の三つ目の進捗状況等について、平成23年度までを振り返り、平成24年度にどうするかということでも、今の実績に関係するところが出てくるかと思っておりますので、次の三つ目の議題に移るということでよろしゅうございませうか。もし、ご意見がありましたら。二つ目の第2期障がい福祉計画の実績についてはご質問、ご意見をいただきまして、今後、ぜひ、この点について検証をお願いしたいということで、確認されたことで、事務局にもお願いしたいと思います。よろしゅうございませうか。

それでは、次に、議事の3、第2次新潟市障がい者計画の進捗状況について、資料5、6、7に沿って事務局からご説明いただきたいと思っております。

(制度改革推進係長)

それでは、議事3の資料につきまして、障がい福祉課大倉より説明させていただきます。

平成24年度から26年度を計画期間といたします、この第2次新潟市障がい者計画ですが、資料5と、関連しますので、資料6、7も後ほど順にご説明いたします。あとは、今日お配りした計画の冊子と合わせてごらんいただければと思います。

障がい者計画は、各論においてそれぞれの項目ごとに、まず、現状と課題があり、施策の方向性、さらには主な事業というような書き方をしております。今日用意した資料5では、この施策の方向性毎に今年度の取り組み、今年度は始まったばかりですけれども、予定も含んでおりますが、このような形で取り組みをする予定という形で書かせていただきました。資料5は、すべての項目を当然記載はしているのですが、今のこの説明では、いくつかの主な項目ということで、私のほうから説明させていただきたいと思っております。



まず、資料の最初です。1 ページ。冊子のほうは 19 ページになります。地域生活支援の（1）相談支援体制の充実という部分です。施策の方向性が長い文章であるわけですが、これを四つに分けて、それぞれの取り組み状況ということで書かせていただきました。いくつかポイントだけ話しますけれども、（1）の中で、①として、これは相談体制の整備の話です。その中で、基幹相談支援センター機能を今後作るということ。それから、サービスと利用計画作成の対象者の拡大をするということ。そういった相談支援体制を推進していくところを施策の方向性で上げておりました。これに対します今年度の取り組み状況ですが、まず、各区に設置しております委託相談支援事業所、従来からありますが、こちらや各地域の相談員などを通じまして、各情報の提供や適切な支援が継続して行われていくというところが一つ。それから、平成 23 年度に設置しました障がい児支援コーディネーターの周知広報を行って、活用を図っていくところ。さらには、基幹相談支援センターですが、これを今年度中に設置するため、各区の相談支援事業者で構成いたします、相談支援連絡会においてその検討をしているということでもあります。また、サービス利用計画の対象者の拡大につきましては、新規の利用者、それから現行の計画作成対象者、現行と書きましたが、今までのという意味です。今までの計画作成対象者。それから、施設入所者を優先して拡大していくという方針の基に取り組んでいるところでもあります。

それから、（1）の②、こちらは緊急事態等の相談に対応できるよう、夜間を含めた連絡体制の確保ということを施策の方向性として上げておりました。これにつきましては、後ほど資料 7 の中でまた出てくるのですが、今年度より、地域で暮らす障がい者を支える体制づくり事業という新規の事業として、こちらの区域は限定になりますが、北、東、中央、江南の 4 区を対象とした 24 時間の連絡体制を開始しております。

それから、③、発達障がい、難病、高次脳機能障がいに対応ということで、施策の方向性に書いてありますが、一つは、新潟市発達障がい支援センターの相談業務におきまして、専門医療機関から嘱託員を手配して、専門員による相談も継続して実施しております。また、在宅難病患者とその家族に対しては、訪問指導をこちらでも継続して実施しております。

④は発達障がいの支援で、早期からの支援体制が重要であることから、関係機関との連携を図ること、それから、発達障がい支援センターにおいて相談支援体制の強化を図ること。こちらの施策の方向性に対しましては、発達障がい支援センターの中で相談件数が非常に増加しているという実態がありましたので、平成 24 年度から相談員を 1 名増員しまして、体制の強化を図っているところです。また、本市の療育支援体制を充実していこうということで、庁内のワーキングチームを複数設置しまして、検討を始めているということでもあります。

それから、少し飛ばさせていただきます、地域生活支援の中で、（4）サービス基盤の充実

というところをお出してください。資料は3ページになります。冊子は23ページになります。こちらは、サービス基盤の充実ということで、こちらでも、グループホーム、ケアホームの一層の整備に努めるという部分で、あとは、施設入所待機者の解消を何とかするといった検討を行うと。さらには、特別支援学校の卒業生が非常に増加しているところを踏まえまして、それに対応できるような施設の充実に努めるというような施策の方向性であります。

これに対しまして、今年の取り組み状況は、これも資料7に出てきますが、ケアホーム2施設と多機能障がい福祉サービス事業所1施設につきまして、現在、国への国庫補助協議を行っている段階です。また、施設入所待機者の解消に向けた検討委員会は重要なテーマで、昨年度もされておりますが、こちらは検討できるように準備を進めていきたいと思っております。先ほどの議題でいただいた意見も、検討の核といいますか、テーマの一つになりうると思っておりますので、その辺りも参考にさせていただきながら、検討会を設置して検討を始めたいということであり、現段階では、まだ実際に検討会は始まっておりませんが、速やかに検討していきたいと思っております。それから、自立支援協議会の中に特別支援学校の進路検討部会というものを設置いたしまして、卒業生の進路についての検討を今年度も開始するというようにしております。

それから、(4)の中の②は、精神障がい者の退院促進に向けてという施策の方向性があります。こちらは、市内の二つの事業所に事業委託をして、地域体勢整備コーディネーターを配置すると。また、地域移行支援推進会議を開催し、体制整備を進めるとともに病院訪問なども行い、長期入院者の地域移行を進めたいというところでもあります。

それから、(4)の③は、地域生活が困難な障がい者の施設入所支援や受診支援ということで書かれておりますが、こちらについては、従来どおり継続して実施していくという取り組みになっております。

それから、主なことということで、資料5はページを飛ばさせていただいて、5ページの(8)権利擁護の推進というところを説明させていただきます。冊子は27ページになります。こちらは、施策の方向性としては、①の中に書かれているものとしましては、成年後見制度の普及に努めようという施策の方向性でした。こちらにつきましては、成年後見制度利用支援事業というものを引き続き実施いたしますとともに、普及のためといいますか、取り巻く使いやすさのようなどころも含めてワーキンググループを設置いたしまして実施していくということで、取り組みを進めることになっております。

それから、(8)の②は、虐待防止事業への取り組みということで、施策の方向性が出ております。こちらにつきましては、平成24年10月の法律施行、障害者の虐待を防止する法律に向けて、障がい者の虐待防止センター、それから、24時間の通報届出受付体制。それから、一時

保護居室等の確保、こちらの体制づくりの検討を考えているところであります。

それから、③に、苦情解決システムの徹底とありますが、こちらは、書かれている方向性に向けた取り組みを今後検討していくという形で考えております。

それから、その下、2番、保健・医療・福祉の充実の(1)障がいの予防と早期の気づき・早期の支援です。こちらにつきましては、早期の気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、それから、専門的相談体制の充実というところを先ほども上げておりました。こちらにつきましては、まず、一つは、各区に設置しております委託相談支援事業所の内の四つの区に障害児支援コーディネーターを配置しておりますして、障がい児に対する相談体制の充実を図っているところでございます。また、早期の気づき・支援の目的の一つとしまして、先ほど申し上げたところでありましたけれども、市の療育体制づくりのために複数のワーキングチームを設置して検討していくというところであります。

それから、次のページに行きまして、(3)精神保健と医療施策の推進を説明いたします。冊子は30ページになります。こちら、(3)の①としまして、精神障がいの予防や適切な精神科医療を推進するというのが施策の方向性です。こちらにつきましては、精神保健福祉庁内ネットワーク会議を開催して、こころの健康センターと各区役所の連携強化をする。また、県と協同で自殺未遂者対策に取り組みをして、自殺予防対策の体制を強化するというところを取り組みとしております。

その方向性の②は、精神科救急医療対策に関するものです。こちらにつきましては、精神科救急情報センターの設置について県と協議を行う。そして、県内医療機関及び精神科救急医療システム連絡調整委員会の各委員への意見聴取の実施を検討しているという段階であります。

(3)の③は、こころの健康推進のための正しい知識と理解の普及啓発という部分です。こちらについての取り組み状況としては、こころの健康センターに精神保健福祉相談員を配置いたしまして、ケースマネジメントを用いた個別支援を行うとともに、また、各区や相談支援事業所と連携を取りながら相談支援を実施していくというところであります。

(島崎会長)

少しよろしゅうございますか。

途中で申し訳ありません。山本委員がご都合で早めにお出になるとお聞きしておりましたので、次、雇用促進と就労支援のところちょうど来たところだったのですけれども、山本委員のほうで、はじめからのことでもようございますし、資料を事前に送らせていただいたことでもありますので、特に、今、障がい者の雇用率が変わったりする年度のことでもありますし、新潟市の雇用率の問題などいろいろあるかと思えます。新しい施策も出てきているようなところだと思いますが、何かご発言いただければと思えます。

(山本委員)

よろしいですか。

(島崎会長)

事務局、よろしいですか。途中で申し訳ないのですけれども、せっかくですので、会長判断で、申し訳ありません。

(山本委員)

大変申し訳ございません。私も5時半から別の会議が入っておりますので。

今ほど、雇用の関係の話が出たところでございます。実は、障がい者の就職促進、これは各ハローワーク、県下に13か所あるわけですけれども、どこのハローワークでも重点施策の一つとして上げております。もちろん、新潟のハローワークも、当然、障がい者の就職促進に力を入れているわけですけれども、実は、平成23年度に初めて新潟県内、県下全体のハローワークの紹介で就職した障がい者の方が1,000名を超えたということがございました。ちなみに、1,056人、平成23年度に紹介で就職をしております。私どもハローワーク新潟の場合ですと、226名。これは、過去最高ではないのです。実は、平成18年度に233人というのが最高でした。ですから、少しその数字には達していないのですけれども、226名の方の就職。ただ、実際、新潟市内ということになりますと、ハローワーク新津、それからハローワーク巻、これも新潟市の管轄になっておりますので、実際には、新潟市内の障がい者の就職者は私どもの226人よりはさらに多いという形になります。ただ、ハローワーク新津並びにハローワーク巻から新潟市内の就職者の数字がどうだろうということは実際には取っておりませんので、はっきりは申し上げられませんが、226プラスアルファというような形になろうかと思います。

雇用率、当然ながら、今、56人以上の企業に民間1.80ということが規定されているわけですけれども、実は、昨年6月1日、新潟所管内は1.44ということで、正直言って県下の最低でございます。ちょうど平成22年7月から、短時間労働者、週20時間以上の方も対象になったものですから、これは全国的に全部雇用率が下がりました。それから、皆さんもご存じのように、この前、新聞報道がありましたけれども、来年の4月1日から、民間が1.80を2.0に引き上げるという形になっております。ですから、今現在でも、新潟の私どもハローワーク管内では303という企業の方がまだ雇用率1.8を未達成という形になっております。それについては、2年間の、全企業を訪問して指導するという計画は組んでいるのですけれども、来年から2.0になりますと、56人から50人に従業員規模が引き下がりますので、さらに対象企業が多くなります。ただ、1社1社潰していかないとなかなか成果が出ないので、いろいろな施策を考えております。当然ながら、市とも協力してやっていく計画がありますので、今年度、平成24年度、就職、市の目標が230名という目標を組んで進める予定にしております。

1か月の状況だけでも、昨年の実績を50パーセント以上上回っているような状態が実態としてありますので、何とか、平成24年の目標の230名の達成はできるのではないかと考えております。一応、参考までに申し上げます。

(島崎会長)

ありがとうございました。

岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員)

進捗状況の中で。

山本委員、帰られるということですがけれども。

(島崎会長)

山本委員がぎりぎりのところで、どうぞ。

(岩崎委員)

私どもも就労移行支援を事業でやっているのです。先ほどおっしゃった2パーセントに変わっていくという中で、国は、確かに、障がい者の雇用率は伸びていますから、少し調子づいているのかなという感じはするのですが、我々もけっこう未達成のところをいろいろ訪問したり、この前もハローワークの方と一緒にいたり、いろいろ努力しているのですけれども、そのときに聞いた話で、我々が一生懸命やっている中で、トライアル雇用の予算が打ち切られたと聞いたのです。2パーセントと言っておきながら、トライアル雇用は今後見込みがないのかどうか。我々も事業者にこういう素晴らしい制度がありますということを書いていきたいのですけれども、見込めないのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

(島崎会長)

大倉係長、説明の途中ですが、すみません。

山本委員、お願いします。

(山本委員)

トライアル雇用につきましては、制度そのものはまだ引き続きあります。それで、平成24年度予算も平成23年度予算と同じ予算を組んでおります。それで、平成23年度の途中で平成23年度の予算を全部食ってしまいました。ただ、当然ながら、制度上、そのままあるものですから、希望の場合はそのまま継続してやってくださいという指示が出ています。その平成23年度の、たしか、12月くらいからだったと思いますけれども、実施したものを平成24年度予算で払ってしまったのです。それで、予算がなくなってしまったのです。それが実態です。ですから、今度、例えば、補正予算で計上するかもしれません。

実は、昨日、トライアル雇用の関係で、ある企業の方から問い合わせがありました。制度は

なくなっていないのだからやっていいかと。しかし、お金はあとでいいからという話を受けまして、それで、私は局の職業対策課、本省のほうですか、聞いてもらったのです。ですから、補正予算についての約束はできないと。ただ、制度そのものはなくなってはいないです。少し変な回答なのですけれども、一応制度はあるけれども、原資がないので、企業の方にはそういう説明をして了解のうえでございます。ですから、そういう制度のほうを活用するようという話でした。

(島崎会長)

山本委員、お時間はよろしいですか。

山本委員へのご質問ですか。

(柳委員)

はい。

私たちは聴覚障がい者なのですけれども、就職できていない方々がハローワークに行ったときに、火曜日だけ手話のできる方がいらっしゃるのです。それで、火曜日だけいらっしゃるために、相談に非常にたくさんの方が並ぶので、火曜日だけではなくて、木曜日とか、ほかの日もいただければ、並ばなくて済むのではないかと思うのです。また、以前にも上司の方にそれを相談したのですけれども、そのご回答がなかったのですが、できれば、手話通訳のいる日にちをもう少し増やしていただければと思います。

(島崎会長)

大事な要望でございますが、いかがですか。

(山本委員)

実は、全部のハローワークに手話協力員を配置できていないのが、正直言って実態なのです。これは当然ながら予算配付があって、その中で、聴覚障がい者の多いハローワークにその予算を配分して、それで設置をしているので、こちらのほうでは、その状況はそれこそ職業対策課の障がい担当に毎年要望は上げているのですけれども、それが正直言って叶わないというのが実情です。せっかくお話をいただいたので、明日、必ず対策課には申し入れをしてみたいです。

(柳委員)

よろしく願いいたします。

(島崎会長)

では、山本委員、お時間、お急ぎのところありがとうございました。これはちょうど時期的にも関心のある報道があったり何なりで、また、新潟市にとってもということで、今後ともまた情報も含めてお聞かせいただければと存じます。新潟市の雇用率をデータとして数字をまた頂ければと思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

今、柳委員や岩崎委員からのことについては、やはり、政令市新潟の雇用率が、先ほど山本委員お話しのとおりでございましたので、それを上げていく努力、トライアル雇用について、市として何かできないだろうかとか、柳委員のおっしゃった手話のサポーターを何か独自でできないだろうかとか、当然、そういうところにいくわけなのですが、そこをすぐにとということではないかと思いますが、今のものは、まさに違う予算でトライアルが継続されればいいですし、また、そのままつければ、岩崎委員も継続的にやっていけるということだと思います。これは、ぜひ、市として取り組むべき課題としてまた上げていただきたいと私は思いました。

それでは、また続けて、先ほど、資料5の6ページまでご説明いただきましたが、5時半ということで後ろが詰まってきているのですけれども、よろしく願いいたします。

(制度改革推進係長)

それでは、続けさせていただきます。

次に説明したい部分になりますが、7ページ、雇用促進に関してです。冊子は32ページになりますので、併せてお聞きください。3番の(1)雇用促進と一般就労の支援ですが、いくつかございます。①としては、障がい者雇用の促進、全般に提言に関するような話なのですが、こちらにつきまして、今年度の取り組み状況につきましては、書いてありますが、労働局・県・障害者職業センター等と障害者雇用促進プロジェクトチームを設置しまして、事業者への周知・啓発などを行っています。また、市に障害者職業アドバイザーを配置いたしまして、障がい者雇用事業所を訪問することで、事業主と障がい者本人への助言等を行うと。こちらは継続されているものです。また、障がい者の就労相談については、市報、区報などで定期的に掲載をして周知を図っていきたいというところでありました。また、障がい者雇用奨励助成金の交付も行っています。さらには、障がい特性に応じたITの活用によりまして、情報処理やコミュニケーション能力を向上させ、就労機会を拡大する取り組みを行うというところがございます。

(1)の②は、事業者に対する理解、それから、障がい者の働く意欲の向上の支援、さらには、ジョブコーチの活用といったようなものを施策の方向性で上げておりました。こちらの取り組みについては、事業者向けのセミナーや障がい者雇用現場の見学会などを行っております。障がい者が働くためのガイドブックを発行いたしまして、その中でジョブコーチ制度の周知を図るということにしております。

それから、③は障がい児と保護者を対象にした、進路について考える場の提供ということでございます。こちらは特別支援学級・特別支援学校生を対象にした福祉施設の作業や仕事の体験会を実施いたします。

また、④として、社会的雇用をはじめとした先進的取り組みについての検討ということです

が、こちらはその方向性に向けた取り組みを今後検討していくということにしております。

さらに、⑤、障がい者を雇用している企業からの製品の買入れや役務の提供を市が率先して活用するということですが、こちらについては、障がい者多数雇用事業所からの物品調達について、市役所庁舎内において積極的な活用を呼びかけています。また、案内などを事業所へ発送する際に、この優遇制度、こちらのパンフレットを送付して周知を図っているというところでもあります。

資料は次のページで、4の療育・教育の充実の(1)就学前療育の充実です。冊子は35ページになりますが、こちら、(1)の①、療育支援体制の整備について検討という方向性です。こちらにつきまして、先ほどから何度も出ておりますが、障がい児支援コーディネーターの活用、それから、市の体制づくりのためのワーキング設置による検討というものを取り組みとして上げております。

それから、(1)の②、研修による保育所職員の能力向上や保育所への専門相談員の派遣という方向性です。こちらについては、保育所職員を対象とした研修は実施しておりますし、それから、幼児ことばとこころの相談センターの地域支援という活動の中で保育所訪問をやっておりまして、そこではスタッフへの助言などを行っているということです。

(1)の③、市内すべての保育園で障がい児の受け入れを行うという方向性です。こちらについては、今までもやっておりますが、引き続き保育園での障がい児の受け入れを行うということです。

それから、(1)の④、発達障がい者支援体制整備検討委員会において、今後の療育支援体制を検討という方向性です。こちらにつきましては、発達障がい者支援体制整備検討委員会は年度内に2回の開催をしますし、個別のワーキング、検討しているという話を何度も申し上げましたが、そちらについても、検討委員会の中で議論していくという予定にしております。

それから、少し飛ばささせていただきます、資料5の10ページ、4の(3)放課後活動の充実になります。本冊のほうは37ページです。①として、障がい児放課後支援事業を継続して実施するという方向性です。こちらにつきましては、そのとおり、障がい児放課後支援事業を継続して実施しますし、長期休暇中の飽和というか、率の高さに対応するために、そちらの会場数を増やすということを今年の取り組みにしております。

それから、②、日中一時支援、放課後デイサービス、ひまわりクラブなど、身近な地域での放課後活動の充実ということで、左記の方向性に上げております。こちらにつきましては、こちらの方向性に向けて継続して取り組みを行っていくということにしております。

あと、もう一つだけ、資料5の12ページで、障がいと障がい者に対する理解の普及です。冊子は41ページになります。理解の普及のための啓発活動という部分です。こちらは、すでに行



ったものとしては、4月2日の世界自閉症啓発デーに合わせまして、NEXT21をブルーライトアップしたものを始めまして、その期間、啓発事業を行ったところです。また、一般市民への啓発事業としましては、人が集まる集客施設での広い意味での啓発イベントを昨年もやりましたけれども、今年も予定しているというところでもあります。

資料5は以上とさせていただきます、資料6、7を続けてお話しさせていただきます。資料6は、平成24年度障がい者関連事業の一覧表になります。こちらは障がい福祉課で受け持っている事業もそれ以外もありますが、こちらは増減等ありますが、増減の大きなものは、障がい福祉サービスの伸びですとか旧法のサービスの終了によるもののほか、今年度より新規拡充したような事業になります。資料7のほうで、障がい福祉課の持つ新規拡充ですとか、主な事業ということで、詳しく書いてありますので、今度はそちらをごらんいただきたいと思います。

1ページ、障がい児放課後支援事業です。先ほども資料5のところでも若干申し上げましたが、こちらは主に特別支援学校に通う児童生徒が学校終了後の時間を利用して、遊びを通じて自主性や社会性を身につけるものです。実施会場は、平成23年度は6か所、平成24年度は5か所で実施になりますが、東西の市立特別支援学校、それから、新潟大学附属特別支援学校、それから県立東新潟特別支援学校、それから、秋葉区内のマンション内にて実施しております。その中で、夏休みなどの長期休暇中が大変多い状況になっておりまして、平成23年度は夏休みの限定のモデル事業として、中央区入舟小学校を会場に実施しております。今年度は、そういった夏休みの限定会場を3会場に増やしまして、混雑解消に努めたいということにしております。

それから、2ページ、2番の障がい者相談支援事業です。こちらは、会場、人員体制ともに平成23年度から変わりはありませんけれども、平成23年度に4か所の区に配置した障がい児支援コーディネーターの周知広報に努めて効果的な活用を図っていきたいと考えているところでございます。

それから、3ページ目の地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業についてです。こちらは、新潟市の事業としては新規ということになりますけれども、平成23年度までは、県内3地区で実施いたしました新潟県の事業が前身となっております。事業内容としては、記載のとおり(1)から(4)までありますが、24時間の支援体制の構築、緊急の短期入所や居宅介護サービスの活用等であります。ただ、対象地区は、北、東、中央、江南区としておりまして、今後は、現行事業をモデルとしまして、事業所の参入を促しながら、実施区の拡大を図るという考えであります。

次に、4番の障がい者虐待防止事業についてです。こちらは、今年10月からの障害者虐待防止法の施行に合わせまして、各種対策事業を行うというものです。内容としては、通報届出の窓口となります、新潟市障がい者虐待防止センターの設置、それから、一時保護居室の確保、

24時間の対応、さらには普及啓発を行う必要がありますので、現在は、その体制について検討されているというところでもあります。

次に、5ページの社会福祉施設整備事業についてです。こちらは、障がい福祉施設の整備を行うための国庫事業になりまして、国が2分の1、新潟市が4分の1、設置法人が4分の1の負担割合で行う事業です。昨年の夏から秋にかけて、市内の法人様に紹介をさせていただいて、その要望を基に市で予算を組んで、現在、国に協議をしているという状況になります。ケアホームが2、多機能型の福祉サービス事業所が1を予定しているところです。

さらに、6ページ、発達障がい者支援体制整備事業についてです。こちらは主に新潟市の支援センターJOINを運営するものでありまして、今年度は、相談件数の増加に対応するために相談員を1名増加したところです。また、幼児ことばところの相談センターで実施しています、保育園等を巡回支援を行うための嘱託職員についても1名増員をして、非常にニーズの多い保育園への訪問支援、こちらは主に保育士への助言等になりますけれども、こちらを実施しています。

それから、7ページ、障がい者地域自立支援協議会についてです。

(島崎会長)

すみません、事前送付資料でございますので、見てきていただいているということだと思いますので、もしどうしてもここはということだけで、あと、貴重な時間ですので、ご意見をまだいただいている委員の方もいらっしゃると思いますので、いただきたいと思いますので、お願いいたします。

(制度改革推進係長)

はい。そうですね。ちょうど、どうしてもここはというところを申し上げたところでしたので説明を終了します。

今、資料の中で申し上げたのは、資料5の取り組みの中でも触れているところに関係しますので、資料を三つ合わせて説明させていただきました。

(島崎会長)

途中で時間をいただきましたので、後ろに来てしまいましたけれども、今、三つ目の、第2次障がい者計画、新しい今年度からの計画についての進捗状況、取り組み、予定も含めて、事前に資料を送り、見てきていただいているかと思えますし、お気づきのところ等ございましたら、自立支援協議会の山賀会長、せっかくでございますので、また部会も新たに設置されるということもありますし、ご意見がございましたら、どうぞいただければと思います。

角田委員、松永委員、熊倉委員、それぞれのお立場で、関連のところがありましたら、ご意見をいただければと思います。ほかの委員の皆様にも、4があるのですけれども、何かご意見

ございましたらどうぞ。

塚野委員、お願いします。

(塚野委員)

資料5の3ページです。これは精神障がい者への、病院に行って、長い人がいるのだから退院する人はいないですかと聞いて回るのかと思って。病院側に訪問等を行って長期入院を解消すると。こんなことはできないだろうと。やはり、病院に、医者に医学的なものでどうだろうと。そういう退院指針だとか、例えば、退院するとしたらどういう条件を付けなければならないとか、そういうようなものを先生とできないのでしょうか。こういうようなことだと思います。いくら病院に行って退院できそうな人をどんどん出してくださいと、そのようなことはできるわけがないのです。医学的なことについては専門の先生に、基準とまでは言わないですけども、指針のようなものを、何かそういうようなものができるのでしょうかどうでしょうかと。そういうことが研究できないでしょうかと。作るとか作らないではなくて、研究です。それができないのかということだと思います。

それからもう一つ、私は、提出した資料の中でも、障害者自立支援協議会を非常に重要視しております。これだと、7ページのところに、例えば、部会なども作るというのですけれども、特別支援学校の進路の検討などをやっている。特別支援学校ではなくて、特別支援学級の人はどうするのだと。それから、節目というのは、小学校から中学校に変わる、中学校から高校に行く、その節目のところに進路をどうするかというのが重要な事項なのです。だから、具体的に検討部会で何を検討するのかというようなことと、構成員はどのような人たちがするのか。同じ権利擁護のワーキンググループも、どのようなことをやるのかという、非常に重要な課題ですから、自立支援協議会の中で、部会とかということではなくて、附属機関をきちんと作ってどうするのかということも検討する事項だと思います。

(島崎会長)

塚野委員、今いただいたことは、ご意見として、提言としていただくということ、何かこれに対してあれでしょうか。あと、部会についても、もし皆さんのお時間が大丈夫でしたら、これについては何か事務局のほうで。あと、自立支援協議会の部会設置について、山賀会長からお話しいただいてもと思いますけれども。

こういうものは意見として上げて、継続的に議事録に残して、あるいは、提言としてどうなのだろうかということをもた検討して、何か書面で頂くということも可能だと思いますので、一つ目のところはそうしていただくことも可能かと思います。

山賀会長のほうで、先によろしいですか。

(山賀会長)

先ほど、塚野委員から、自立支援協議会の中に特別支援学校の部会ができるということで、若干補足させていただきますが、確かに、ご指摘のとおり、非常に障がいを持つ子どもたちの進路の問題というのは幅広いです。特別支援学級から特別支援学校まで幅広く、それぞれの子どもたちをすべてすくい上げていくような対策は必要かと思われるのですが、なにぶん、まだ始まったばかりですので、今後はそういうところも視野に入れながら、まず、一番大きな課題は、特別支援学校。そこからまず切り込んでいかないと、次の段階になかなかいかないだろうと。特に、障がいの重い方が特別支援学校の生徒に多いということです。その点についてご理解を頂ければと思っております。

(島崎会長)

福島センター長、何かございますか。

(こころの健康センター所長補佐)

恐れ入ります。こころの健康センターの所長補佐で、治といいます。精神保健福祉室長も兼ねております。今年4月に異動してまいりました。

先ほど、塚野委員から、精神障がい者の地域移行に関する事で、病院の医師とお話をするとか、そういったいろいろな指針があるのではないかというお話があったのですが、ご指摘のように、実際に病院に入院している長期入院の方で、病状的には安定しているのですが、受け入れ条件の問題とか、それから、精神障がいの方ですと、地域に出るのが不安だと思っている患者さんがやはりいらっしゃるわけです。そういう状況を踏まえ、実際に精神科病院の病棟の中に、先ほどの説明でもありましたけれども、委託している事業者のコーディネーターの皆さんと、私ども市と一緒に入りまして、実際にその看護師、あるいは患者さん、あるいは主治医とも話をして行きます。また、地域移行について、候補の方がいらっしゃるのかどうかということも、いろいろな病院の状況や病院の立地条件とか地域とかもありまして、中には、周囲のいろいろな旅館やそういうところを開発して行って、そこで受け入れを整えやすくするような取り組みをしている病院もあるようですし、いろいろなことを勘案しながら進めていきたいと考えております。

(島崎会長)

取り組みをされているということで、具体的なお説明をいただきました。これは、継続的な取り組みということで、やはり、塚野委員がおっしゃった部分も含めて、また、そのことを逐次施策につなげる、あるいは少しお知らせいただくということで、一緒に考えていければと思います。塚野委員、よろしゅうございますか。今後、継続的に。

(塚野委員)

いいといっても、そういうお話があったというだけで、それで納得とかということではあり

ません。

(島崎会長)

もちろんそうです。納得するとか納めるとか、そういうことだと、市議会というか、やはり、政策提言であったり意見であったり施策に、これはやはりもっと積極的に取り組むべきことがあるのではないかと、そういうことは、ここで自己完結みたいな、審議会で自己完結できるようなことではないので、山賀会長からお聞きしたことも含めてですので、やはり、継続的に、残しながら次に次にとという形で、では、次の、9月であれば9月に向けてそれがどうなったのかというご報告もいただき、では施策にどうつなげるというアイデアも含めていかなければいけないと思いますので、終わりにするという事ではないということで、ここでは審議会の確認事項にしていきたいと思います。

(塚野委員)

分かりました。

私は、個別のことでどうこうではなくて、私は、この新潟市全体の障がい者の今後の政策をどうすればいいのかというようなものを考えたイメージを、資料の中の最後の改革しなければだめだと思っているのです。今後どういう体制でどういう検討をすればいいのかということの検討機関を作ってほしいと思います。そういっても、ほかの関連のところがあるのだから、ここに書いてありますように、庁内の関係部局の方々とお話ししあって、どうこれから検討するという意見は出たのだけれども、検討するという事であれば、そういう検討機関のようなものを作って検討しましょうかというような方向に進まないだろうかということです。

(島崎会長)

その部分はおっしゃるとおりだと思います。本当に検討しますというのであれば、では、どこで検討するのですかと。検討と言ったら、いつかどこかで忘れられてしまったとかそういうことではなくて、今いただいたご意見は、では、ここで受けて具体的に揉むなり、施策につなげる形としてまた持っていきますよと。あるいは、具体的に事業化しますと。あるいは、これは今の段階では厳しいですとかというところの、揉むところが、やはり。それで、また一定の判断をして、施策としてどうしていくかというところですよ。その辺のところが必要だということだと思いますけれども、必要に応じて、自立支援協議会の部会だったりするかもしれませんが、それぞれの、こころの健康センターだったりいろいろなところになるかもしれませんが、そここのところは宿題とさせていただきますよろしゅうございましょうか。

3番目の議題につきまして、よろしゅうございましょうか。

岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員)

施設整備のことで、少しお伺いしたいのですが、先ほど、目標値うんぬん、いろいろ出てきましたけれども、グループホーム、ケアホーム、あと、施設整備、一応、平成24年度、予算化されていますよね。このペースで解消されていくのかどうなのか、非常に疑問だということが1点。我々も事業者側ですので、どんどん進めていきたいです。グループホームは、前の推進会議でお話ししたと思うのですが、箱物は別に予算化していただいて、もちろんそれでいいのですが、いわゆる賃貸の物を使っても十分やっていけますし、また、奇特的な方というか、そういう大家さんが現れて建物を造りますよと、今、こういうご時世なので、不動産が動かない世の中ですから、造って貸しますという方もいらっしゃるのです。そうすると、家賃、利用料というものは利用者が払いますから、やれるのです。なので、私たちも事業としてそういう形でどんどん進めていくことはいくらでもというか、やろうと思えばできるのです。とすれば、グループホーム、ケアホームの利用者数は増やせるとは思うのですが、この数字を見ると、こんなペースでいいのかなという。もう少し別の対策が必要、我々がもっと事業展開しやすいものが必要なのかなということが1点。

あと、いわゆる事業所と介護施設、生活介護が30ですか、継続Bが10整理された。この予算は国庫補助を今申請されているというのですが、この計画書の中の39ページにもありますけれども、防災対策が出ています。避難場所の確保を進めるということも書いてあるのですが、そういうこともここに盛り込んであるかどうかということも、その法人のほうにきちんと確認していただいて、そういう施設がそういう機能を果たせるようなものを私は作っていただきたいと願っています。この前の3.11で、かなり、特に自閉症の方などが避難所に一緒に避難できないという話を聞いていますので、必ず、今後、施設整備していく中では、そういう避難場所の確保、また、物資の確保ができるような倉庫といいますか、そういうものをきちんと確保できる施設整備をお願いしたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

今のことにつきましては、検討委員会等でも、当然、具体的に、できるだけ早くそれを設置して、今、岩崎委員がおっしゃったような形を市がどういう形でもう少し取り組めるかどうかということですよね。その辺、せつかく手を挙げてくださるところがあるわけなので、そこに市としてどう予算を付けて取り組むかということと、今の3.11後の。

熊倉委員、お時間を過ぎてしまっておりますが、皆様、よろしゅうございますか。

(熊倉委員)

では、短く。すみません、たまたま出ましたものですから。

私どもの法人に、実は、予算付をしていただきまして、何とか採択していただけるとありが

たいという気持ちを持っています。そのやりとりの中で、やはり、新潟市としては、地域の社会資源として、防災関係に気を遣った施設づくりをやるようなご指導があったというように感じております。

それから、続いてあれですが、私どもの検討会なりプロジェクトチームなり、いろいろな仕掛けが動き出しているわけですが、それを何とか評価するような仕組みを持っていかないと、私ども、なかなか成果が上がらないのかなという気がして、その辺は少しいろいろ考えながら、こういうところの議論に加わりたいと考えております。フローだけで分からないのでストックもという場合もあるかもしれませんし、実績の上がっているところは、少し我々と違う試みが成功して、きっと実績が上がっているのですよね。そういったところも含めて検討すると、具体的に動く部分があるのかなという気がしています。お互い様、勉強だと思いますが、地域移行もグループホームも、確かに前進しているところがあるわけなので、どの辺の違いなのかということを考えて、お互いに議論したいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

それぞれ、委員の皆様にはご意見等おありかと思うのですが、まず、時間が5時半をすでに過ぎてしましまして、大変申し訳ありません。会長の進行が思うようでなくて申し訳ございません。昨年度のような時間オーバーばかりして申し訳ないところなのですけれども、三つ目の議事の第2次障がい者計画の進捗状況についてで、今、予算付をして始まった事業について、予定も含めてご説明いただいたわけですが、3か年の中でどう行くかということですか、その今年度についてということだったわけですが、できるだけ早く次の審議会を持てればということ、いろいろ意見をお聞きしながら思った次第です。もう少し具体的な、それぞれのお立場の現状、取り組みをお聞きしながらそれを反映させる形に、できるだけ、今年度、できればいいなと思いましたが、なるべく次の会議までの時期を短くして開催できればと思います。それで、三つ目の議事については、かなり宿題といいますか、あるいは、今後どう取り組んでいくかということ、結論めいた形でなくても、こういうデザインを持てるところにまでつなげていければいいかなというご意見もあったと思いますので、その辺、また、この会議のあとで事務局と少し、会長、副会長のほうで整理をさせていただければと思います。そのようなことで、三つ目の議事を締めさせていただいてもよろしゅうございますか。大変申し訳ありません。

それで、議事の四つ目でございますが、これは報告事項に近いことだとは思いますが、しかし、また重要なことで、四つ目は、「(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかなる新潟市づくり条例」に関する報告ということで、昨年度末に松永副会長と市長

に提言書をお渡しするという形で行ってまいりました。その辺のところを事務局のほうで少しご説明いただけますか。

時間があれですので、もし、ここまでという方がありましたら、それぞれのご都合でと思いますが、まずは、お願いします。

(事務局)

資料8をごらんいただきたいと思います。今ほど会長からお話がありましたように、3月21日に、島崎会長と松永委員から市長へ提言書を手渡していただきました。その際の市長のコメントなのですが、提言をしっかりと受け止め、内部検討を進めたいということ、しっかりと検討させていただきたいということ。議会の理解が必要であり、議員の意見を聞きながら環境を整えたいという趣旨の発言がございました。

あと、今後なのですが、提言書の中でも、条例制定のための検討委員会の設置に向け、内部検討を本格化させるということとなっておりますので、その方向で、まずは進めたいと思います。同じ政令指定都市ですと、平成23年4月から施行されたさいたま市の事例ですと、市長の諮問から施行まで1年4か月をかけて、策定過程では、さまざまな立場の方の話し合いを行うという機会を数多く設けていたというように聞いております。また、平成19年7月に施行した千葉県では、条例研究会設置から施行まで2年6か月を要したと。その過程では、障がい者団体などが中心となったタウンミーティングを開催し、多くの方が条例について意見交換をしたと聞いております。

事務局といたしましては、提言書の内容をしっかりと踏まえまして、今ほど申しました、先進自治体の取り組みを参考にして、方向性を内部検討していきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。

これにつきましては、障がい者施策推進協議会でかなり時間をかけて提言書にまとめてきておりますので、どうぞ、速やかにといいますか、できるだけ早くこの検討委員会を立ち上げて、そして、どのくらいかかるか、1年なりはかかるようですが、できるだけ議会ともスムーズに調整を図りながら、作れるような方向で取り組めたらと思いますので、お願いしたいと思えます。

委員の皆様、特にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。随時、審議会にまたお知らせいただければと思いますし、また、それについての意見も出させていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

塚野委員からも、これについて、他市、他県の先進事例の取り組みについて、かなり詳細な資料を頂いておりますし、お目を通していただけていると思いますが、ご参照いただいて、ま



たご意見をお寄せいただければと思います。また、検討委員会に反映させていただければと思います。

以上、この四つについての議題だったのですけれども、この4番目の条例づくりの報告については、事務局の説明と、私のほうでお願いしたところでもよろしゅうございましょうか。お願いしたいと思います。

その他であります、事務局から、特にございますでしょうか。

(事務局)

あと、お配りしました資料は2種類ありまして、資料10と資料11になります。こちらは参考にごらんいただきたいと思います。今、国会で審議中の二つの法律案の参考資料になっておりますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。資料10、11について、審議中の部分もあるということで、決したところで、審議会の開催がなくても、資料を委員のほうに送っていただく等、情報提供いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、予定された議事は終了ということでよろしゅうございましょうか。時間がかかりオーバーしてしまいましたけれども、第1回目の審議会ということで、施策推進協議会と同じメンバーでまた取り組むということで、開催させていただきましたし、ご意見をいただけたと思います。今日の委員の皆様からのご意見を十分踏まえた形で、審議会の運営ができるように、事務局と協力し合っていければと思っておりますので、部長をはじめ事務局、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(福祉部長)

少しよろしいですか。

(島崎会長)

どうぞ、お願ひいたします。

(福祉部長)

今日、私も初めて参加をさせていただいて、感じたことだけお話をさせていただきたいと思ひます。

一つは、やはり、現状の把握がなかなか我々事務局としても少し弱いのかなという感じがいたしました。我々だけで状況把握というのは難しい面もあるので、いろいろなところと連携をしながら現状把握をしていく必要があると。それをしない限りは課題も見えてこないし、効果的な施策が打てないということで、その辺のところはまた事務局でしっかりやりたいということが一つでございます。

それから、皆様方からのいろいろな意見、この場で出たものについては、継続して議論していくということで、キャッチボールをしながら、皆さんからいただいた意見について、次回に答えられるものは答えますし、まだ検討しているものについては検討するというので、そういうやりとりを継続しながらやっていければと思っております。

それから、最後になりますけれども、施設整備の問題で、グループホーム、ケアホームは、待機者がある中でなかなか進まないというお話がございまして、岩崎委員からもいい提案をいただきましたので、我々もそういう施設が進まない原因がどこにあるかということ、しっかり皆さんと検討させていただきながら、その原因を探ったうえで、市としてどういう施策を進めれば施設整備が計画どおり行くのかということも検討していきたいと思っております。いずれにしても、会長からも話がありましたように、この審議会が、形だけではなくて、実りのあるような審議会になるように、我々事務局も精一杯頑張りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

(島崎会長)

部長から力強いまとめをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

島崎会長、長時間にわたり、議事進行いただき、ありがとうございます。また、委員の皆様にも、活発なご発言をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、塚野委員から追加でいただいた資料を配らせていただいておりますが、事務連絡ですが、駐車券につきましては処理が終わっておりますので、お帰りの際にお受け取りいただきたいと思ひます。

それでは、以上で、平成24年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。+